

三重県営松阪野球場の再開に向けたガイドライン

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、適切な感染防止対策の徹底と県外からの流入の回避対策を踏まえ、次のように施設の再開に向けたガイドラインを設定する。

1、適切な感染防止対策の徹底

(1) 感染防止対策の周知について

- 施設の入口及び施設内に感染防止への協力を求めた掲示をする。
- ホームページに感染防止への協力を求める文書を掲載する。

(2) 利用者の体調確認方法について

一般利用者・団体利用者ともに体調不良の者については、入場及び利用を許可しない。

【一般利用者】

- 事務所の受付等において、体調管理を求める掲示を行う。
- 事務所の受付等において、スタッフから体調確認・検温確認についての声掛けをする。自宅にて検温を実施の上、利用してもらう。

【団体利用者】

- 利用予約時に、利用当日の検温と利用数日前からの体調管理の徹底を伝える。状況により来場時に参加者全員の連絡先・健康状態（検温確認）を記した名簿の提出をお願いする。
- 利用当日には、事務所の受付等において、口頭により団体責任者に参加者の体調確認・検温確認を行うとともに、未検温者には利用前に検温を行うよう依頼する。
- 口頭による利用者への体調確認・検温確認後に異常がなければ、利用者から提出された申請書に確認済みのチェックを入れる。

(3) 体調不良者がいた場合の対応について

- 体調不良者については、利用の中止を求める。また状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いする。

(4) 人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- クラスタ発生や三つの「密」の恐れが考えられる場合は、県主催のイベントの開催基準に準拠して利用許可を検討する。
- 当面の期間、県内の方のみの利用とし、県外の方の利用は不可とする。また、県内の方の利用申請であっても、県外の方の参加がある場合は利用を許可しない。
- 営業時間は、施設の利用時間内とする。(9時から17時)
- 団体利用については、利用人数の制限を行う。(50名までとする)
- 団体利用の責任者には、参加者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。
- 会議室・控室・更衣室等について、密集が懸念される場合は原則利用禁止とする。
なお、三つの「密」の防止対策が徹底できる場合は、利用時間の短縮・利用人数の制限を条件に利用を許可する。

- 会議室、控室の利用人数は、15名までとする。

なお、次のことを徹底する。

- ・マスクの着用を徹底する。
- ・人と人との間隔を2m以上確保する。

(5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

- 各施設・会議室・控室等について密集が懸念される場合は、原則として利用を許可しない。なお、三つの「密」の防止対策が可能な場合は、滞在時間の短縮・制限を条件に利用を許可する。
- 会議室・控室・更衣室等の利用後は、ドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。
- 各施設の入口、トイレ及び会議室等において、不特定多数の利用が考えられる場所には手指消毒用アルコールを設置し、手指消毒を徹底する。

(6) 使用を許可する団体について

- 「比較的少人数(50名程度)」・「県外からの参加者が見込まれない」・「三つの「密」の発生が想定されない」の条件を満たす団体については、徹底した感染防止対策を条件に使用を許可する。

(7) スタッフの感染防止対策について

- マスクを着用し、手指消毒を徹底する。
- 管理事務所(窓や出入口の開放)の換気を行う。
- 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。
- スタッフの出勤前の検温を実施する。
- 管理事務所受付口に透明の防護用仕切りを設置する。

2、県外からの流入の回避対策

(1) 県外からの利用者への対応について

- 県外の方の利用は、当面の間、利用を許可しない。
- 施設の入口付近や施設内及び施設駐車場への張り紙の掲示並びにホームページへの掲載等により、周知を徹底する。
- 団体利用について、予約を受ける際に口頭により利用者の在住県を確認し、県外の方の利用については、当面の間、施設利用の自粛を求める。
- 団体利用の代表者が県内に在住でも、参加者が県外に在住の方が含まれる場合は、利用の中止を求める。
- 施設利用時に口頭により団体利用者の中に県外の方の利用がないことが確認された後、利用者から提出の申請書に確認済みのチェックを入れる。
- 個人利用については、入場時に可能な限り県内在住の確認を行い、併せて体調及び検温確認を行うなど、三重県の方針を伝える。